

令和6年9月17日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通Tel.073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年8月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	0
計	1(1)

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	0
その他	0
計	1

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある県立学校で、職員が生徒にセクハラ行為を行っている。	調査の結果、当該事実は認められなかった。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	0

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	0

### 3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通報内容		処理状況
R6.6月⑦	ある中学校の職員が、前任校で生徒と不適切な関係であったという噂を聞いた。	通報の内容及び対象者が特定できないなど、具体的な内容が不明であるため、不受理とした。
R6.7月②	ある所属における所管事務処理が不適正である。	調査の結果、当該事実は認められなかった。